

令和7年第8回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

おいらせ町町民憲章

私たちは、大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に育まれたおいらせ町民です。

私たちは、郷土の文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、ここに町民憲章を定めます。

一、自然の恵みに感謝し、美しいまちをつくりましょう。

一、心と体を鍛え、明るく元気なまちをつくりましょう。

一、働く喜びを持ち、豊かなまちをつくりましょう。

一、思いやりを大切にし、心ふれあうまちをつくりましょう。

一、手を取り合い、安全で住みよいまちをつくりましょう。

令和7年第8回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和7年8月28日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和7年8月28日(木) 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

議案第1号 おいらせ町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第2号 おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

議案第4号 おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

7 協議事項

8 報告事項

9 その他

教育委員会定例会 8月教育長報告

令和7年8月28日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	金	定例庁議 イングリッシュレッスン (みなくる館)
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	教委打合せ 地域学校協働本部研修会
6	水	平和祈年祭
7	木	
8	金	相談室交流会 (先輩と語る会)
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	教委打合せ
19	火	イングリッシュワークショップ (三沢基地)
20	水	議員全員協議会
21	木	イオンモール下田巡回
22	金	
23	土	
24	日	おいらせ全国将棋祭り／町立図書館まつり (みなくる館)
25	月	教委打合せ 青森県町村教育長協議会研修会 (青森市)
26	火	校長会
27	水	決算審査講評 一般質問調整会議
28	木	百石高校魅力アップ推進協議会 教育委員会定例会
29	金	
30	土	
31	日	

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を略したものです。

[その他]

8月・9月行事予定及び報告事項

< 8 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
12日～ 15日	火～ 金	町立学校閉庁日	各校
26日	火	校長会	みなくる館
28日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 9 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
13日～ 15日	土～ 月	上北地方中学校体育大会新人大会	
16日	火	学校訪問	木ノ下小学校 下田小学校
19日	金	学校訪問	木内々小学校 木ノ下中学校
24日	水	校長会	下田中学校
25日	木	教育委員会定例会	分庁舎
29日	月	教頭会	分庁舎

8月・9月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

8 月	行 事 名	場 所
5日（火）	地域学校協働本部研修会	みなくる館
20日（水）	文化協会第2回役員会、生涯学習フェスティバル文化協会部門別会議	みなくる館
24日（日）	第40回おいらせ全国将棋祭り(第33期倉敷藤花戦おいらせ対局)	みなくる館

9 月	行 事 名	場 所
1日（月）	県議会文教公安委員会視察対応	阿光坊古墳群
5日（金）	上社連第2回社会教育関係者研修会	東公民館
6日（土）	学びカレッジ専門講座・子ども講座「おいらせ町歴史探訪講座」	阿光坊古墳館、大山将棋記念館
18日（木）	青少年育成町民会議 家庭の日標語審査会	分庁舎
27日（土）	学びカレッジ専門講座「コーヒーマイスター講座」	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

- ◇ 学びカレッジ専門講座「南部菱刺し講座」・・・9/3(水)・9/10(水)・9/24(水)
- ◇ 文化協会流し踊り参加・・・9/13(土)百石まつり・9/20(土)下田まつり

8月・9月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

8 月	行 事 名	場 所
3日（日）	県民駅伝試走会①	青森市
10日（日）	県民駅伝試走会②	青森市
31日（日）	県民駅伝試走会③	青森市

9 月	行 事 名	場 所
4日（木）	県民駅伝競走大会選手団結団式	東公民館
7日（日）	県民駅伝競走大会	青森市
14日（日）	国スポ・障スポおいらせ町開催競技PR（百石まつり）	町内
15日（月）	プール納め	町民プール
18日（木）	町民駅伝大会実行委員会	分庁舎
20日（土）	国スポ・障スポおいらせ町開催競技PR（下田まつり）	町内
21日（日）	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催1年前イベント	青森市

その他の事項（事務連絡等）

1. 県民駅伝強化練習／期間：5/20（火）～9/5（金）までの毎週火・金曜日、場所：下田公園

議案第 1 号

おいらせ町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、おいらせ町立学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱する。

選任区分	氏 名	住 所	委 嘱 期 間	備 考
学校関係者	中 村 光 博		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	百石中学校 校長
学校関係者	高 橋 敦 哉		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	下田小学校 教頭
学校関係者	佐々木 愛 子		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	下田中学校 養護教諭
保護者代表	中 坂 充 宏		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	木ノ下小学校 PTA会長
保護者代表	高 橋 泉		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	木ノ下中学校 PTA副会長
学識経験者 (関係機関)	石 井 昌 史		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	三戸保健所 生活衛生課長
学識経験者 (関係機関)	廣 瀬 麻梨子		令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	町健康保険課 管理栄養士

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

任期満了に伴い、上記の者に委員を委嘱するため提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例（平成30年おいらせ町条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 28 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

令和8年3月31日をもって失効する本条例について、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して継続を図るため、議会に上程する一部改正条例を提案するものである。

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例（平成30年おいらせ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）等の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会が任用するパートタイム会計年度任用職員の設置要綱の一部改正をするため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令

(おいらせ町教育相談員設置要綱の一部改正)

第1条 おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

事由	期間	単位	有給無給の別
結核性疾患で、教育委員会が長期の療養又は休養を要すると認めた者に対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間	1日、又は1時間	有給無給の別 無給（一部有給）
上に掲げる疾病以外の疾病（妊婦に起因する障がいを含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、教育委員会が特に必要と認めるものにあつては180日）以内の期間において最小限度必要と認める期間		

備考

- 1 病気休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。
- 2 病気休暇のうち、10日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り上げる。）までは、有給の病気休暇として付与する。（有給の病気休暇の取得日数が累計でその付与日数に達した後は、無給となる。）

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性の教育相談員が申し出たもの	1日又は1時間	有給
	選挙等休暇	教育相談員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	有給
	証人等休暇	教育相談員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	骨髄移植休暇	教育相談員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	結婚休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間（週休日等含む。） 結婚の日又は、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入つた日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。	有給
	出生サポート休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の期間	有給
	産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の教育相談員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性の教育相談員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の教育相談員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	有給
	配偶者出産休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の時間	有給
	育児休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	生後満1年6月に達しない子を育てるため教育相談員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該教育相談員の配偶者が、当該教育相談員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	有給
	育児参加休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給

	する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教育相談員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。																													
子の看護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	(1) 義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する教育相談員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 義務教育終了までの子を養育する教育相談員が次に掲げる事由に伴う子の世話を行う場合 ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 義務教育終了までの子を養育する教育相談員が、その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合	一の年において5日（義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	有給																										
忌引休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教育相談員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（週休日等勤務を要しない日を含む連続した日数） <table><tr><th>親族</th><th>日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日</td></tr><tr><td>子</td><td></td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr><tr><td>おじ又はおば</td><td>1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）</td></tr><tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）</td></tr><tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td></td></tr><tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr></table> 葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子		祖父母	3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日			有給
親族	日数																													
配偶者	10日																													
父母	7日																													
子																														
祖父母	3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																													
孫	1日																													
兄弟姉妹	3日																													
おじ又はおば	1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																													
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）																													
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）																													
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）																													
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																														
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																													
夏季休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間 ただし、1回に限り分割して使用することができるものとする。		有給																										
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育相談員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 教育相談員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育相談員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 教育相談員及び当該教育相談員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談員以外にこれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間		有給																										
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		有給																										
通勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																													
短期介護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行う教育相談員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	無給																										
介護休暇	教育相談員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を	無給																										

	で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び教育相談員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	
介護時間	教育相談員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該教育相談員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給

備考

1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。

（おいらせ町外国語指導助手設置要綱の一部改正）

第2条おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「特別休暇等」に改め、同条中「特別休暇」の次に「、介護休暇及び介護時間」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性の外国語指導助手が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該女性の外国語指導助手の申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	有給
	証人等休暇	外国語指導助手が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間		有給
	骨髄移植休暇	外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。			
	結婚休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（週休日等含む。） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。		有給
	出生サポート休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない外国語指導助手にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間		有給
	産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の外国語指導助手が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		有給
	産後休暇	女性の外国語指導助手が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		有給
	配偶者出産休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手が配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない外国語指導助手にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の時間		有給

育児休暇（週3日以上又は年121日以上以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	生後満1年6月に達しない子を育てるため外国語指導助手が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該外国語指導助手の配偶者が、当該外国語指導助手がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	有給																										
育児参加休暇（週3日以上又は年121日以上以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給																										
子の看護休暇（週3日以上又は年121日以上以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	(1) 義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 義務教育終了までの子を養育する外国語指導助手が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 義務教育終了までの子を養育する外国語指導助手が、その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合	一の年において5日（義務教育終了までの子が2人以上の場合にあつては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間） 1日又は1時間	有給																										
忌引休暇（週3日以上又は年121日以上以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、外国語指導助手が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（週休日等勤務を要しない日を含む連続した日数）		有給																										
		<table><tr><th>親族</th><th>日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日</td></tr><tr><td>子</td><td></td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr><tr><td>おじ又はおば</td><td>1日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）</td></tr><tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、7日）</td></tr><tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、5日）</td></tr><tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、3日）</td></tr><tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td></td></tr><tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr></table> 葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子		祖父母	3日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、3日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日	
親族	日数																												
配偶者	10日																												
父母	7日																												
子																													
祖父母	3日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）																												
孫	1日																												
兄弟姉妹	3日																												
おじ又はおば	1日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）																												
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、7日）																												
子の配偶者又は配偶者の子	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、5日）																												
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあつては、3日）																												
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																													
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																												
夏季休暇（週3日以上又は年121日以上以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間 ただし、1回に限り分割して使用することができるものとする。	有給																										
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 外国語指導助手の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該外国語指導助手がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 外国語指導助手及び当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該外国語指導助手以外にそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間	有給																										
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給																										
退職途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、外国語指導助手が退職途上における身体の危険を																												

	短期介護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。）	回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行う外国語指導助手が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	無給
介護休暇		外国語指導助手が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まででその任用期間が満了すること及び外国語指導助手に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給
介護時間		外国語指導助手が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給

備考

1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。

（おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正）

第3条 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

事由	期間	単位	有給無給の別
結核性疾患で、教育委員会が長期の療養又は休養を要すると認めた者に対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間	1日、又は1時間	無給（一部有給）
上に掲げる疾病以外の疾病（妊婦に起因する障がいを含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、教育委員会が特に必要と認めるものにあっては180日）以内の期間において最小限度必要と認める期間		

備考

1 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

3 病気休暇のうち、10日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り上げる。）までは、有給の病気休暇として付与する。（有給の病気休暇の取得日数が累計でその付与日数に達した後は、無給となる。）

別表第3（第6条関係）

区分		事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性の特別支援教育支援員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該女性の特別支援教育支援員の申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	有給
	選挙等休暇	特別支援教育支援員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間		有給
	証人等休暇	特別支援教育支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。			
	骨髄移植休暇	特別支援教育支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の			

	申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
結婚休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（週休日等含む。） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。	有給
出生サポート休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	有給
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の特別支援教育支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
産後休暇	女性の特別支援教育支援員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の特別支援教育支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	有給
配偶者出産休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の時間	有給
育児休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	生後満1年6月に達しない子を育てるため特別支援教育支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該特別支援教育支援員の配偶者が、当該特別支援教育支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	有給
育児参加休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前（		

		にあつては、5日) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 1日（特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 にあつては、3日) おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ 若しくはおば 1日		
現住居の滅失等の休暇	葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数 地震、水害、火災その他の災害により 次のいずれかに該当する場合その他こ れらに準ずる場合で、特別支援教育支 援員が勤務しないことが相当であると 認められるとき。 (1) 特別支援教育支援員の現住居が滅 失し、又は損壊した場合で、当該特 別支援教育支援員がその復旧作業 等を行い、又は一時的に避難してい るとき。 (2) 特別支援教育支援員及び当該特別 支援教育支援員と同一の世帯に属 する者の生活に必要な水、食料等が 著しく不足している場合で、当該特 別支援教育支援員以外にそれらの 確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間		有給
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交 通機関の事故等により出勤することが 著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		有給
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交 通機関の事故等に際して、特別支援教 育支援員が退勤途上における身体の危 険を回避するために勤務しないことが やむを得ないと認められる場合			
短期介護休暇（週3日 以上又は年121日以上の 勤務を有する特別支援教 育支援員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の 付添、要介護者が介護サービスの提供 受けるために必要な手続きの代行その 他の要介護者の必要な世話をを行う特 別支援教育支援員が、当該世話をを行う ため勤務しないことが相当であると認め られる場合	一の年において5日（要介護者が2人 以上の場合にあっては10日（その者 の勤務時間を考慮し、教育委員会が定 める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	無給
介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護 をするため、一の継続する状態ごとに、 3回を超えず、かつ、93日を超えない 範囲で指定する期間（以下「指定期 間」という。）内において勤務しないこ とが相当であると認められる場合で次 のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週 以外の期間によって勤務日が定め られている特別支援教育支援員で 1年間の勤務日が121日以上で あるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期 間の初日から起算して93日を経 過する日から6月を経過する日ま でにその任用期間が満了すること 及び特別支援教育支援員に引き続 き採用されないことが明らかでない もの	指定期間内において必要と認められる 期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位 とする場合は、1日を 通じ、始業の時刻から 連続し、又は終業の時 刻まで連続した4時間 （当該休暇と要介護者 を異にする介護時間の 承認を受けて勤務しな い時間がある日につい ては、当該4時間から 介護時間の承認を受け て勤務しない時間を減 じた時間）の範囲内	無給
介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護 するため、一の継続する状態ごとに、 連続する3年の期間（当該要介護者に 係る指定期間と重複する期間を除く。） 内において1日の勤務時間の一部 につき勤務しないことが相当であると 認められる場合で、1週間の勤務日が 3日以上又は週以外の期間によって勤 務日が定められている特別支援教育支 援員で1年間の勤務日が121日以上 であるもの	当該連続する3年の期間内において1 日につき始業又は就業の時刻に連続し た2時間（当該特別支援教育支援員に ついて1日につき定められた勤務時間 から5時間45分を減じた時間が2時 間を下回る場合は、当該減じた時間）を 超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始 業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連 続した2時間（育児休 業法に規定する部分休 業により勤務しない時 間がある日については 当該連続した2時間か ら当該部分休業により 勤務しない時間を減じ た時間）の範囲内	無給

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

（おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部改正）

第4条 おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

事由	期間	単位	有給無給の別
結核性疾患で、教育委員会が長期の療養又は休養を要すると認めた者に対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間	1日、又は1時間	無給（一部有給）
上に掲げる疾病以外の疾病（妊婦に起因する障がいを含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、教育委員会が特に必要と認めるもの）にあっては18		

	0日)以内の期間において最小限度必要と認める期間		
--	--------------------------	--	--

備考

- 1 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。
- 3 病気休暇のうち、10日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数(1日未満の端数は、切り上げる。)までは、有給の病気休暇として付与する。(有給の病気休暇の取得日数が累計でその付与日数に達した後は、無給となる。)

別表第3 (第6条関係)

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性の教育相談支援員が申し出たもの	1日又は1時間	有給
	選挙等休暇	教育相談支援員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	有給
	証人等休暇	教育相談支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	骨髄移植休暇	教育相談支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	結婚休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	教育相談支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間(週休日等含む。) 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。	有給
	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	教育相談支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間	有給
	産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の教育相談支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性の教育相談支援員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の教育相談支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)	有給
	配偶者出産休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	教育相談支援員が配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の時間)	有給
	育児休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	生後満1年6月に達しない子を育てるため教育相談支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間(当該教育相談支援員の配偶者が、当該教育相談支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間(他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。)を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間)	有給
	育児参加休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	教育相談支援員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する教育相談支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給

子の看護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	(1) 義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する教育相談支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 義務教育終了までの子を養育する教育相談支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 義務教育終了までの子を養育する教育相談支援員が、その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合	一の年において5日（義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	有給																										
忌引休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教育相談支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（週休日等勤務を要しない日を含む連続した日数） <table><tr><th>親族</th><th>日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日</td></tr><tr><td>子</td><td></td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr><tr><td>おじ又はおば</td><td>1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）</td></tr><tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）</td></tr><tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td></td></tr><tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr></table> 葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子		祖父母	3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日			有給
親族	日数																													
配偶者	10日																													
父母	7日																													
子																														
祖父母	3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																													
孫	1日																													
兄弟姉妹	3日																													
おじ又はおば	1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																													
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）																													
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）																													
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）																													
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																														
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																													
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育相談支援員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 教育相談支援員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育相談支援員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 教育相談支援員及び当該教育相談支援員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談支援員以外にそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間		有給																										
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		有給																										
通勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談支援員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																													
短期介護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をを行う教育相談支援員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間	無給																										
介護休暇	教育相談支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減	無給																										

	間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までその任用期間が満了すること及び教育相談支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		じた時間)の範囲内	
介護時間	教育相談支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間(当該教育相談支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

(おいらせ町ICT支援員設置要綱の一部改正)

第5条 おいらせ町ICT支援員設置要綱(令和5年おいらせ町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

事由	期間	単位	有給無給の別
結核性疾患で、教育委員会が長期の療養又は休養を要すると認めた者に対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間	1日、又は1時間	無給(一部有給)
上に掲げる疾病以外の疾病(妊婦に起因する障がいを含む。)又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日(高血圧症(脳卒中を含む。)、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、教育委員会が特に必要と認めるものにあつては180日)以内の期間において最小限度必要と認める期間		

備考

- 1 病気休暇の単位は、1日又は1時間とし、6時間をもって1日とする。
- 2 病気休暇のうち、10日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数(1日未満の端数は、切り上げる。)までは、有給の病気休暇として付与する。(有給の病気休暇の取得日数が累計でその付与日数に達した後は、無給となる。)

別表第3(第6条関係)

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性のICT支援員が申し出たもの	1日又は1時間	有給
	選挙等休暇	ICT支援員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		有給
	証人等休暇	ICT支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	骨髄移植休暇	ICT支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		
	結婚休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	ICT支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間(週休日等含む。)	有給
	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	ICT支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入つた日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。	有給
	産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性のICT支援員が申し出た場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないICT支援員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間	有給
	産後休暇	女性のICT支援員が出産した場合	出産の日までの申し出た期間	有給
			出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間)	有給

		を経過した女性のICT支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） 教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないICT支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間の範囲内の時間	有給																										
配偶者出産休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員が配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該ICT支援員の配偶者が、当該ICT支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	有給																										
育児休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	生後満1年6月に達しない子を育てるためICT支援員が申し出た場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給																										
育児参加休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するICT支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。																												
子の看護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	(1) 義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育するICT支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 義務教育終了までの子を養育するICT支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話を行う場合 ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3) 義務教育終了までの子を養育するICT支援員が、その子の教育又は保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合	一の年において5日（義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間） 1日又は1時間	有給																										
忌引休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、ICT支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（週休日等勤務を要しない日を含む連続した日数）		有給																										
	<table><tr><th>親族</th><th>日数</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日</td></tr><tr><td>子</td><td></td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr><tr><td>おじ又はおば</td><td>1日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>3日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）</td></tr><tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）</td></tr><tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td></td></tr><tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr></table> 葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子		祖父母	3日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日		
親族	日数																												
配偶者	10日																												
父母	7日																												
子																													
祖父母	3日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																												
孫	1日																												
兄弟姉妹	3日																												
おじ又はおば	1日（ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																												
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）																												
子の配偶者又は配偶者の子	1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）																												
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（ICT支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）																												
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																													
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																												
夏季休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間 ただし、1回に限り分割して使用することができるものとする。	有給																										
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、ICT支援員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 教育相談員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該ICT支援員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) ICT支援員及び当該ICT支援員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該ICT支援員以外にそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間	有給																										

	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
	通勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、ICT支援員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	短期介護休暇（週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をを行うICT支援員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間 無給
介護休暇		ICT支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められているICT支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及びICT支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内 無給
介護時間		ICT支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められているICT支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該ICT支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内 無給

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、6時間をもって1日とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第 4 号

おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

おいらせ町教育委員会が令和6年度に実施した事務事業における点検及び評価に関する報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により別冊のとおり議会に提出するとともに公表する。

令和 7 年 8 月 2 8 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及びおいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱並びに同実施要領に基づき、おいらせ町教育委員会が令和6年度に実施した事務事業における点検及び評価に関する報告書を作成したので、これを町議会に提出するとともに、公表するため提案するものである。